

事 務 連 絡  
平成25年3月27日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う対応及び消防法施行規則等の一部を改正する省令の改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年政令第5号。以下「整備令」という。）が平成25年1月18日に、消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年総務省令第28号。以下「平成25年改正規則等」という。）が平成25年3月27日に公布されました。

今回の改正は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の施行（平成25年4月1日）に伴い、関係法令の規定の整備を図るほか、消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号。以下「平成24年改正規則等」という。）についても必要な規定の整備を行ったものです。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

## 記

### 第一 整備法の施行に伴う規定の整備に関する事項

整備法において、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、以下のとおり規定の整備を行ったこと。

#### 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部改正

別表第1（6）項ロ及びハ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めたこと。（整備令第4

条第13号関係)

2 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)の一部改正

第13条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めたこと。(平成25年改正規則等第1条関係)

3 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)の一部改正

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めたこと。(平成25年改正規則等第2条関係)

4 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)の一部改正

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めたこと。(平成25年改正規則等第3条関係)

第二 平成24年改正規則等の規定の整備に関する事項

平成24年改正規則等について所要の規定の整備を行ったこと。(平成25年改正規則等第4条関係)

第三 施行期日

- 1 第一 平成25年4月1日
- 2 第二 公布の日

消防庁予防課

担当：土屋、松浦

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

## 政令第五号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項及び第三十六条第三項第五号の二（同法第三十七条第二項、第三十八条第三項（同法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二十第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）、及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十五第二項第五号の二（同法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十四第二項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規

定に基づき、この政令を制定する。

（障害者自立支援法施行令の一部改正）

第一条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

目次中「第一条」を「第一条・第一条の二」に、「第二十六条の十六」を「第二十六条の十七」に改める。

第一条中「障害者自立支援法（以下「法」という。）」を「法」に改め、第一章中同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。

以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、別表に掲げるものとする。

第二十一条の二の表第二十九条第六項の項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(法第三十六條第三項第五號の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二十二條の二 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第三十六條第三項第五號の二(法第三十七條第二項、第三十八條第三項(法第三十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。))及び第四十一條第四項において準用する法律の規定は、次のとおりとする。

一 労働基準法第百十七條、第百十八條第一項(同法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る。)

、第百十九條(同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る)

。及び第百二十條(同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。)、の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一條の規定(これらの規定が労働者派遣事業の

適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八號)第四十四條(

第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)

二 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

第二十六条の二の表第五十条第一項第一号の項中「、第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第二十六条の九の表第三十六条第三項第十二号の項中「、第六号」を「から第六号まで」に改める。

第二章第三節第二款中第二十六条の十六を第二十六条の十七とし、第二十六条の十五を第二十六条の十六とする。

第二十六条の十四第一項の表第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第十二号の項及び同条第二項の表第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第十二号の項中「、第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第二十六条の十五とする。

第二十六条の十三中「第二十六条の十六第二項」を「第二十六条の十七第二項」に改め、同条を第二十六条の十四とする。

第二十六条の十二の表第三十六条第三項第十二号の項中「、第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第二十六条の十三とする。

第二十六条の十一中「第二十六条の十六第一項」を「第二十六条の十七第一項」に改め、同条を第二十六条の十二とし、第二十六条の十の次に次の一条を加える。

（法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定）

第二十六条の十一 法第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。

第三十七条の表中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第三十八条の二 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二條の二各号に掲げる法律の規定とする。

第三十九条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四十三条の五第一項第四号中「第二十一条の五の四第二項各号」を「第二十一条の五の四第三項各号」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第一条関係)

一 I g A腎症

二 亜急性硬化性全脳炎

三 アジソン病

- 四 アミロイド症
- 五 アレルギー性肉芽腫性血管炎
- 六 ウェゲナー肉芽腫症
- 七 HTLV―I 関連脊髄症
- 八 ADH 不適合分泌症候群
- 九 黄色靱帯骨化症
- 十 潰瘍性大腸炎
- 十一 下垂体前葉機能低下症
- 十二 加齢性黄斑変性症
- 十三 肝外門脈閉塞症
- 十四 関節リウマチ
- 十五 肝内結石症
- 十六 偽性低アルドステロン症

- 十七 偽性副甲状腺機能低下症
- 十八 球脊髄性筋萎縮症
- 十九 急速進行性糸球体腎炎
- 二十 強皮症
- 二十一 ギラン・バレ症候群
- 二十二 筋萎縮性側索硬化症
- 二十三 クッシング病
- 二十四 グルココルチコイド抵抗症
- 二十五 クロウ・深瀬症候群
- 二十六 クローン病
- 二十七 劇症肝炎
- 二十八 結節性硬化症
- 二十九 結節性動脈周囲炎

- 三十 血栓性血小板減少性紫斑病
- 三十一 原発性アルドステロン症
- 三十二 原発性硬化性胆管炎
- 三十三 原発性高脂血症
- 三十四 原発性側索硬化症
- 三十五 原発性胆汁性肝硬変
- 三十六 原発性免疫不全症候群
- 三十七 硬化性萎縮性苔癬たいせん
- 三十八 好酸球性筋膜炎
- 三十九 後縦靭帯骨化症じん
- 四十 拘束型心筋症
- 四十一 広範脊柱管狭窄症さく
- 四十二 高プロラクチン血症

- 四十三 抗リン脂質抗体症候群
- 四十四 骨髄異形成症候群
- 四十五 骨髄線維症
- 四十六 ゴナドトロピン分泌過剰症
- 四十七 混合性結合組織病
- 四十八 再生不良性貧血
- 四十九 サルコイドーシス
- 五十 シェーグレン症候群
- 五十一 色素性乾皮症
- 五十二 自己免疫性肝炎
- 五十三 自己免疫性溶血性貧血
- 五十四 視神経症
- 五十五 若年性肺気腫

- 五十六 重症急性膝<sup>すい</sup>炎
- 五十七 重症筋無力症
- 五十八 神経性過食症
- 五十九 神経性食欲不振症
- 六十 神経線維腫症
- 六十一 進行性核上性麻痺<sup>ひ</sup>
- 六十二 進行性骨化性線維形成異常症
- 六十三 進行性多巣性白質脳症
- 六十四 スティーヴンス・ジョンソン症候群
- 六十五 スモン
- 六十六 正常圧水頭症
- 六十七 成人スチル病
- 六十八 脊髄空洞症

- 六十九 脊髓小脳変性症
- 七十 脊髓性筋萎縮症
- 七十一 全身性エリテマトーデス
- 七十二 先端巨大症
- 七十三 先天性QT延長症候群
- 七十四 先天性魚鱗癬様紅皮症
- 七十五 先天性副腎皮質酵素欠損症
- 七十六 側頭動脈炎
- 七十七 大動脈炎症候群
- 七十八 大脳皮質基底核変性症
- 七十九 多系統萎縮症
- 八十 多巣性運動ニューロパチー
- 八十一 多発筋炎

- 八十二 多発性硬化症
- 八十三 多発性囊胞腎のう
- 八十四 遅発性内リンパ水腫
- 八十五 中枢性尿崩症
- 八十六 中毒性表皮壊死症
- 八十七 TSH産生下垂体腺腫
- 八十八 TSH受容体異常症
- 八十九 天疱瘡ぼうそう
- 九十 特発性拡張型心筋症
- 九十一 特発性間質性肺炎
- 九十二 特発性血小板減少性紫斑病
- 九十三 特発性血栓症
- 九十四 特発性大腿骨頭壊死たい

- 九十五 特発性門脈圧亢進症
- 九十六 特発性両側性感音難聴
- 九十七 突発性難聴
- 九十八 難治性ネフローゼ症候群
- 九十九 膿疱性乾癬
- 百 囊胞性線維症
- 百一 パーキンソン病
- 百二 バージャー病
- 百三 肺動脈性肺高血圧症
- 百四 肺胞低換気症候群
- 百五 バッド・キアリ症候群
- 百六 ハンチントン病
- 百七 汎発性特発性骨増殖症

- 百八 肥大型心筋症
- 百九 ビタミンD依存症二型
- 百十 皮膚筋炎
- 百十一 びまん性汎細気管支炎
- 百十二 肥満低換気症候群
- 百十三 表皮水疱症
- 百十四 ファイッシャー症候群
- 百十五 プリオン病
- 百十六 ベーチェット病
- 百十七 ペルオキシソーム病
- 百十八 発作性夜間へモグロビン尿症
- 百十九 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 百二十 慢性血栓塞栓性肺高血圧症

百二十一 慢性<sup>すい</sup>膀胱炎

百二十二 ミトコンドリア病

百二十三 メニエール病

百二十四 網膜色素変性症

百二十五 もやもや病

百二十六 有棘<sup>きよく</sup>赤血球舞踏病

百二十七 ランゲルハンス細胞組織球症

百二十八 リンソーム病

百二十九 リンパ管筋腫症

百三十 レフェトフ症候群

(児童福祉法施行令の一部改正)

第二条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律（」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第二十五条の十二第一項」を「第二十五条の十三第一項」に改める。

第二十五条の二中「第二十一条の五の四第二項」を「第二十一条の五の四第三項」に改める。

第二十五条の五第一項中「障害者自立支援法第五条第二十四項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十四項」に改め、同項第一号中「第二十一条の五の四第二項各号」を「第二十一条の五の四第三項各号」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第三項中「（障害者自立支援法）」を「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に改め、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二十五条の七第一項第八号を次のように改める。

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第二十五条の十三の表中「昭和二十二年法律第四十九号。」を削り、同条を第二十五条の十四とし、第二十五条の十二を第二十五条の十三とする。

第二十五条の十一第一項第十号を次のように改める。

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第二十五条の十一を第二十五条の十二とし、第二十五条の八から第二十五条の十までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の七の次に次の一条を加える。

第二十五条の八 法第二十一条の五の十五第二項第五号の二（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

第二十六条第二項及び第三項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十七条の四第三項中「（障害者自立支援法）を」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二十七条の十一第一項第十号を次のように改める。

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第二十七条の十四中「第二十五条の十三」を「第二十五条の十四」に改める。

第二十七条の十五を削る。

第二十七条の十六の表第二十一条の五の十五第二項第十三号の項中「第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第二十七条の十五とする。

第二十七条の十七中「第二十七条の二十」を「第二十七条の十九」に改め、同条を第二十七条の十六とする。

第二十七条の十八の表第二十四条の二十八第一項の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十三号の項中「第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第二十七条の十七とする。

第二十七条の十九第十号を次のように改める。

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第二十七条の十九を第二十七条の十八とし、第二十七条の二十を第二十七条の十九とする。

第四十四条の三の表、第四十四条の四、第四十四条の七及び第四十四条の八中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七條の二第一項第三号、第七十四條の二十八第二項及び第七十四條の三十の三第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七十四條の三十二第一項中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、「必要な援助」の下に「、同法第七十八條第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加え、同條第二項中「障害者自立支援法」を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同條第三項中「障害者自立支援法第十一條第一項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一條第一項」に、「障害者自立支援法施行令第一條第一号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條第一号」に、「、障害者自立支援法施行令」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同條第四項中「障害者自立支援法」を「障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七十四條の四十九の十二第一項中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、「必要な援助」の下に「、同法第七十八條第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加え、同條第二項中「障害者自立支援法第八條第一項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八條第一項」に、「

障害者自立支援法施行令第一條第三号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條の二第三号」に、「障害者自立支援法施行令第一條第一号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一條の二第一号」に、「、障害者自立支援法施行令」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（身体障害者福祉法施行令等の一部改正）

第四條 次に掲げる政令の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- 一 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第九条第二項及び第四項並びに第十八条から第二十一条まで
- 二 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項
- 三 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）第二条第三項第三号
- 四 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十四第一項第三号
- 五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第七条の二第一項第二号
- 六 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）第四条の二第一項第二号
- 七 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項第二号
- 八 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第三十四条第一項第三号

- 九 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第六条の二第一項第二号
- 十 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第一条第二号
- 十一 証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）第五条の二第一項第二号
- 十二 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）第二条から第四条まで
- 十三 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(六)項ロ及びハ
- 十四 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）第一条第七号
- 十五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第四条第三号
- 十六 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第一号チ
- 十七 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第七条

第九号

十八 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第七条第一項第二十九号

十九 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第四条第七号

二十 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第五号

二十一 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

二十二 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第一条第一項、第十四条の

二及び附則第三条

二十三 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第四号及び第六号

二十四 臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）

第五十三号

二十五 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）第一条

二十六 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の二第二十号及び第三十五条の五第

二十三号

二十七 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第三十五条の二第二十号及び第三十五条の四第二十三号

二十八 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第九十九条第七号及び第十二号並びに第一百一条第二号

二十九 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）第三十二条の二第四号チ

三十 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

三十一 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号から第四号の三まで

三十二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）第十一条第一号

三十三 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）第四百十一号  
三十四 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）第二条第六号

三十五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

三十六 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）第六十四条第一項及び第三百三条第一項の表第六十四条第一項の項

三十七 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）第四号リ

三十八 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）第三条第一項

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）

第五条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項第四号」を「第七十七条第一項第九号」に改め、同条第六号及び第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第六条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第十四号中「第二十五条の十二第一項」を「第二十五条の十三第一項」に改め、同条第二十三号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第七条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第七号及び同条第四項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正)

第八条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第二百九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出し中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第九条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第二項中「第二十五条の十二第一項に」を「第二十五条の十三第一項に」に、「第二十五条の十二第一項第三号」を「第二十五条の十三第一項第三号」に改める。

第三条の見出しを「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例）」に改め、同条第一項中「障害者自立支援法第五条第二十二項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第二十二項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第二項中「障害者自立支援法第五十四条第三項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十四条第三項」に、「障害

者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第三項中「障害者自立支援法第七十条第二項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附則第三条の見出しを「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第二項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第三項中「、障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

## 附 則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病を定める等関係政令の整備等を行う必要があるからである。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文

目次

○ 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第一条関係）	1
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第二条関係）	15
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第三条関係）	28
○ 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）（抄）（第四条関係）	38
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）（第四条関係）	41
○ 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）（抄）（第四条関係）	46
○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）（第四条関係）	47
○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）（抄）（第四条関係）	49
○ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）（第四条関係）	50
○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）（第四条関係）	51
○ 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（抄）（第四条関係）	52
○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）（抄）（第四条関係）	53
○ 社会福祉法施行令（昭和三十二年政令第八十五号）（抄）（第四条関係）	54
○ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十七号）（抄）（第四条関係）	55
○ 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第三百三号）（抄）（第四条関係）	56
○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）（第四条関係）	58
○ 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）（抄）（第四条関係）	60

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第四条関係）	61
○ 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）（第四条関係）	62
○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）（第四条関係）	63
○ 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）（抄）（第四条関係）	64
○ 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）（抄）（第四条関係）	65
○ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）（抄）（第四条関係）	66
○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第四条関係）	67
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）（第四条関係）	68
○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）（第四条関係）	70
○ 臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百一十一号）（抄）（第四条関係）	72
○ 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）（抄）（第四条関係）	73
○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第四条関係）	74
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた 介護保険法施行令（抄）（第四条関係）	76
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第四条関係）	78
○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（第四条関係）	79
○ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第四条関係）	80
○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（抄）（第四条関係）	82
○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）（抄）（第四条関係）	84
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（第四条関係）	85
○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄） （第四条関係）	86
○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）	

(第四条関係)

- 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）（抄）（第四条関係） 89
- 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）（抄）（第四条関係） 94
- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）（抄）（第四条関係） 95
- 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第百八十六号）（抄）（第五条関係） 97
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）（第六条関係） 98
- 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第七条関係） 100
- 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第百九十六号）（抄）（第八条関係） 101
- 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第百九号）（抄）（第九条関係） 102

○ 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律            施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章 自立支援給付</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者            （第二十六条の九―第二十六条の十七）</p> <p>第四節～第六節（略）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、別表に掲げるものとする。</p> <p>（自立支援医療の種類）</p>	<p>障害者自立支援法施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 自立支援給付</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者            （第二十六条の九―第二十六条の十六）</p> <p>第四節～第六節（略）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（自立支援医療の種類）</p>

第一条の二 法第五条第二十三項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(特定障害者特別給付費の支給に関する読替え)  
第二十一条の二 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十九条 第六項	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者
	第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準(施設障害福祉サービスの取扱いに関する	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項及び第三項の定め

第一条 障害者自立支援法(以下「法」という。)第五条第二十三項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(特定障害者特別給付費の支給に関する読替え)  
第二十一条の二 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十九条 第六項	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者自立支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者
	第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準(施設障害福祉サービスの取扱いに関する	障害者自立支援法施行令第二十一条第一項及び第三項の定め

	る部分に限る。）	
(略)	(略)	(略)

(法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二十二條の二 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第三十六條第三項第五号の二(法第三十七條第二項、第三十八條第三項(法第三十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。))及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働基準法第一百七條、第一百八條第一項(同法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る。)、第一百九條(同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る。))及び第二十條(同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十一條の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四條(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)
- 二 最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和三十二年法律第三十四号)第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定

(指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読替え)

第二十六條の二 法第五十條第三項の規定による技術的読替えは、次

	る部分に限る。）	
(略)	(略)	(略)

(新設)

(指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読替え)

第二十六條の二 法第五十條第三項の規定による技術的読替えは、次

の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第 一項第一号	指定障害福祉サー ビス事業 者	指定障害者支援施設 の設置 者
(略)	第三十六条第三項第四号か ら第五号の二まで、第十二 号又は第十三号	第三十八条第三項において 準用する第三十六条第三項 第四号から第五号の二まで 、第十二号又は第十三号
(略)	(略)	(略)

(指定一般相談支援事業者の指定に関する読替え)

第二十六条の九 法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読替  
えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十六条 第三項第十 二号	第四号から第六号まで又は 第八号から前号まで	第五号から第六号まで、第 八号、第九号又は前号

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三  
項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二十六条の十一 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十

一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の第二十第

の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第 一項第一号	指定障害福祉サー ビス事業 者	指定障害者支援施設 の設置 者
(略)	第三十六条第三項第四号、 第五号、第十二号又は第十 三号	第三十八条第三項において 準用する第三十六条第三項 第四号、第五号、第十二号 又は第十三号
(略)	(略)	(略)

(指定一般相談支援事業者の指定に関する読替え)

第二十六条の九 法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読替  
えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十六条 第三項第十 二号	第四号から第六号まで又は 第八号から前号まで	第五号、第六号、第八号、 第九号又は前号

(新設)

二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。

（指定一般相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用者）

第二十六条の十二 法第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用者は、一般相談支援事業所（法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。第二十六条の十七第一項において同じ。）を管理する者とする。

（指定特定相談支援事業者の指定に関する読替え）

第二十六条の十三 法第五十一条の二十第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十六条 第三項第十 二号	第四号から第六号まで又は 第八号から前号まで	第五号から第六号まで、第 八号、第九号又は前号

（指定特定相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用者）

第二十六条の十四 法第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十

（指定一般相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用者）

第二十六条の十一 法第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用者は、一般相談支援事業所（法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。第二十六条の十六第一項において同じ。）を管理する者とする。

（指定特定相談支援事業者の指定に関する読替え）

第二十六条の十二 法第五十一条の二十第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十六条 第三項第十 二号	第四号から第六号まで又は 第八号から前号まで	第五号、第六号、第八号、 第九号又は前号

（指定特定相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用者）

第二十六条の十三 法第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十

一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六條第三項第六号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所(法第五十一條の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。第二十六條の十七第二項において同じ。)を管理する者とする。

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関する読替え)

第二十六條の十五 指定一般相談支援事業者(法第五十一條の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。次条において同じ。)の指定の更新に関する法第五十一條の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十一條 の十九第二 項において 準用する第 三十六條第 三項第十二 号	第四号から第六号まで又は 第八号から前号まで	第五号から第六号まで、第 八号、第九号又は前号

2 指定特定相談支援事業者(法第五十一條の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。次条において同じ。)の指定の更新に関する法第五十一條の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替えられる字句 読み替える字句

一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六條第三項第六号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所(法第五十一條の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。第二十六條の十六第二項において同じ。)を管理する者とする。

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関する読替え)

第二十六條の十四 指定一般相談支援事業者(法第五十一條の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。次条において同じ。)の指定の更新に関する法第五十一條の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十一條 の十九第二 項において 準用する第 三十六條第 三項第十二 号	第四号から第六号まで又は 第八号から前号まで	第五号、第六号、第八号、 第九号又は前号

2 指定特定相談支援事業者(法第五十一條の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。次条において同じ。)の指定の更新に関する法第五十一條の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替えられる字句 読み替える字句

読み替える 規定	(略)	第五十一条 の二十第二 項において 準用する第 三十六条第 三項第十二 号	読み替える 規定	(略)	第四号から第六号まで又は 第八号から前号まで	(略)	第五号から第六号まで、第 八号、第九号又は前号
-------------	-----	---	-------------	-----	---------------------------	-----	----------------------------

第二十六条の十六 (略)

第二十六条の十七 (略)

(指定自立支援医療機関の指定に関する読替え)  
第三十七条 法第五十九条第三項の規定による技術的読替えは、次の  
表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	(略)	第三十六条 第三項第八 号	読み替えられる字句	(略)	第四十六條第二項又は第五 十一條の二十五第二項若し くは第四項の規定による事 業の廃止の届出	読み替える字句	(略)	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律施行令第四十條の 規定による指定の辞退の申
----------------------	-----	---------------------	-----------	-----	---	---------	-----	--

読み替える 規定	(略)	第五十一条 の二十第二 項において 準用する第 三十六条第 三項第十二 号	読み替える 規定	(略)	第四号から第六号まで又は 第八号から前号まで	(略)	第五号、第六号、第八号、 第九号又は前号
-------------	-----	---	-------------	-----	---------------------------	-----	-------------------------

第二十六条の十五 (略)

第二十六条の十六 (略)

(指定自立支援医療機関の指定に関する読替え)  
第三十七条 法第五十九条第三項の規定による技術的読替えは、次の  
表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	(略)	第三十六条 第三項第八 号	読み替えられる字句	(略)	第四十六條第二項又は第五 十一條の二十五第二項若し くは第四項の規定による事 業の廃止の届出	読み替える字句	(略)	障害者自立支援法施行令第 四十條の規定による指定の 辞退の申出
----------------------	-----	---------------------	-----------	-----	---	---------	-----	---------------------------------------

第三十六 条 第三項第 九号	(略)	(略)	(略)	(略)	出
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十六 条 第三項第 十号	(略)	(略)	(略)	(略)	出
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六條第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第三十八條の二 法第五十九條第三項において準用する法第三十六條第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二條の二各号に掲げる法律の規定とする。

第三十六 条 第三項第 九号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十六 条 第三項第 十号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

(指定自立支援医療機関の指定の更新に関する読替え)

第三十九条 法第六十条第二項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合には、同項中「保険医療機関(第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。 )又は保険薬局」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百三十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第六十条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第五十九条第一項」と読み替えるものとする。

(高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等)

第四十三条の五 (略)

一〇三 (略)

四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者(同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。 )が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

五 (略)

2〇6 (略)

別表(第一条関係)

一 I g A腎症

(指定自立支援医療機関の指定の更新に関する読替え)

第三十九条 法第六十条第二項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合には、同項中「保険医療機関(第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。 )又は保険薬局」とあるのは「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第六十条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第五十九条第一項」と読み替えるものとする。

(高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等)

第四十三条の五 (略)

一〇三 (略)

四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者(同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。 )が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第二項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

五 (略)

2〇6 (略)

- 
- 二 亜急性硬化性全脳炎
  - 三 アジソン病
  - 四 アミロイド症
  - 五 アレルギー性肉芽腫性血管炎
  - 六 ウエゲナー肉芽腫症
  - 七 HTLVⅠ関連脊髄症
  - 八 ADH不適合分泌症候群
  - 九 黄色靱帯骨化症
  - 十 潰瘍性大腸炎
  - 十一 下垂体前葉機能低下症
  - 十二 加齢性黄斑変性症
  - 十三 肝外門脈閉塞症
  - 十四 関節リウマチ
  - 十五 肝内結石症
  - 十六 偽性低アルドステロン症
  - 十七 偽性副甲状腺機能低下症
  - 十八 球脊髄性筋萎縮症
  - 十九 急速進行性糸球体腎炎
  - 二十 強皮症
  - 二十一 ギラン・バレ症候群
  - 二十二 筋萎縮性側索硬化症
  - 二十三 クッシング病
  - 二十四 グルココルチコイド抵抗症
  - 二十五 クロウ・深瀬症候群
  - 二十六 クローン病
  - 二十七 劇症肝炎
  - 二十八 結節性硬化症
-

- 
- 二十九 結節性動脈周囲炎
- 三十 血栓性血小板減少性紫斑病
- 三十一 原発性アルドステロン症
- 三十二 原発性硬化性胆管炎
- 三十三 原発性高脂血症
- 三十四 原発性側索硬化症
- 三十五 原発性胆汁性肝硬変
- 三十六 原発性免疫不全症候群
- 三十七 硬化性萎縮性苔癬（上・下）
- 三十八 好酸球性筋膜炎
- 三十九 後縦靭帯骨化症
- 四十 拘束型心筋症
- 四十一 広範脊柱管狭窄症（脊）
- 四十二 高プロラクチン血症
- 四十三 抗リン脂質抗体症候群
- 四十四 骨髓異形成症候群
- 四十五 骨髓線維症
- 四十六 ゴナドトロピン分泌過剰症
- 四十七 混合性結合組織病
- 四十八 再生不良性貧血
- 四十九 サルコイドーシス
- 五十 シェーグレン症候群
- 五十一 色素性乾皮症
- 五十二 自己免疫性肝炎
- 五十三 自己免疫性溶血性貧血
- 五十四 視神経症
- 五十五 若年性肺気腫
-

---

五十六	重症急性腓炎
五十七	重症筋無力症
五十八	神経性過食症
五十九	神経性食欲不振症
六十	神経線維腫症
六十一	進行性核上性麻痺
六十二	進行性骨化性線維形成異常症
六十三	進行性多巣性白質脳症
六十四	ステイーン・ジョンソン症候群
六十五	スモン
六十六	正常圧水頭症
六十七	成人スチル病
六十八	脊髄空洞症
六十九	脊髄小脳変性症
七十	脊髄性筋萎縮症
七十一	全身性エリテマトーデス
七十二	先端巨大症
七十三	先天性QT延長症候群
七十四	先天性魚鱗癬様紅皮症
七十五	先天性副腎皮質酵素欠損症
七十六	側頭動脈炎
七十七	大動脈炎症候群
七十八	大脳皮質基底核変性症
七十九	多系統萎縮症
八十	多巣性運動ニューロパチー
八十一	多発筋炎
八十二	多発性硬化症

---

八十三	多発性囊胞腎
八十四	遅発性内リンパ水腫
八十五	中枢性尿崩症
八十六	中毒性表皮壊死症
八十七	TSH産生下垂体腺腫
八十八	TSH受容体異常症
八十九	天疱瘡
九十	特発性拡張型心筋症
九十一	特発性間質性肺炎
九十二	特発性血小板減少性紫斑病
九十三	特発性血栓症
九十四	特発性大腿骨頭壊死
九十五	特発性門脈圧亢進症
九十六	特発性両側性感音難聴
九十七	突発性難聴
九十八	難治性ネフローゼ症候群
九十九	膿疱性乾癬
百	囊胞性線維症
百一	パーキンソン病
百二	バージャー病
百三	肺動脈性肺高血圧症
百四	肺胞低換気症候群
百五	バッド・キアリ症候群
百六	ハンチントン病
百七	汎発性特発性骨増殖症
百八	肥大型心筋症
百九	ビタミンD依存症二型

- 百十 皮膚筋炎
- 百十一 びまん性汎細気管支炎
- 百十二 肥満低換気症候群
- 百十三 表皮水疱症
- 百十四 ファイツシャー症候群
- 百十五 プリオン病
- 百十六 ベーチエツト病
- 百十七 ペルオキシソーム病
- 百十八 発作性夜間ヘモグロビン尿症
- 百十九 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 百二十 慢性血栓性肺高血圧症
- 百二十一 慢性膵炎
- 百二十二 ミトコンドリア病
- 百二十三 メニエール病
- 百二十四 網膜色素変性症
- 百二十五 もやもや病
- 百二十六 有棘赤血球舞踏病
- 百二十七 ランゲルハンス細胞組織球症
- 百二十八 リンソーム病
- 百二十九 リンパ管筋腫症
- 百三十 レフェトフ症候群

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十四条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合に於ては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ハ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五</p>	<p>第二十四条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合に於ては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ハ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十二第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要</p>

年法律第四百四十四号) 第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。) 若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。) である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の二 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一(一) (略)

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率(通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十四項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。)であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。)を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する通所給付決定保護者(通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び法

保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。) である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の二 法第二十一条の五の四第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一(一) (略)

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率(通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具(障害者自立支援法第五条第二十四項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。)であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。)を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する通所給付決定保護者(通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び法

第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

二 (略)

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者が通所給付決定保護者である場合にあつては、当該通所給付決定保護者及びその配偶者に限る。第五号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この号において同じ。）に係る同法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び同法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る同法第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同法第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサー

第二十一条の五の四第二項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

二 (略)

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者が通所給付決定保護者である場合にあつては、当該通所給付決定保護者及びその配偶者に限る。第五号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この号において同じ。）に係る同法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び同法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る同法第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同法第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これ

（サービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあっては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

② (略)

③ 通所給付決定保護者（第二十四条第二号に掲げる者に限る。）が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額（当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第三号に掲げる額（当該通所給付決定保護者が支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた

に相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあっては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

② (略)

③ 通所給付決定保護者（第二十四条第二号に掲げる者に限る。）が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額（当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第三号に掲げる額（当該通所給付決定保護者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。第一号において同じ

障害児の保護者に限る。第一号において同じ。)である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)を合算した額が特定保護者負担上限月額(その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。)を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該通所給付決定保護者に対して高額障害児通所給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一・二 (略)

④～⑥ (略)

第二十五条の七 法第二十一条の五の十五第二項第五号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

② (略)

第二十五条の八 法第二十一条の五の十五第二項第五号の二(法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十七條、第百十八條第一項(同法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限

。 )である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)を合算した額が特定保護者負担上限月額(その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者自立支援法施行令第十七条に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。)を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該通所給付決定保護者に対して高額障害児通所給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一・二 (略)

④～⑥ (略)

第二十五条の七 法第二十一条の五の十五第二項第五号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 障害者自立支援法

② (略)

(新設)

る。)、第一百十九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。)、及び第二百十条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)、の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百二十一条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)

二 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

第二十五条の九 (略)

第二十五条の十 (略)

第二十五条の十一 (略)

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 九 (略)

② 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(略)

第二十五条の十三 (略)

第二十五条の八 (略)

第二十五条の九 (略)

第二十五条の十 (略)

第二十五条の十一 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 九 (略)

② 十 障害者自立支援法(略)

第二十五条の十二 (略)

第二十五条の十四 法第二十一条の五の三十の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

<p>(略)</p> <p>労働基準法(他の法律において例による場合を含む。 )の規定による療養補償</p>	<p>受けることができる給付</p>
--	--------------------

第二十六条 (略)

② 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援(以下この項において「居宅介護等」という。)の措置は、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

③ 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所(以下この項において「短期入所」という。)の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

第二十七条の四 (略)

第二十五条の十三 法第二十一条の五の三十の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

<p>(略)</p> <p>労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。 )の規定による療養補償</p>	<p>受けることができる給付</p>
--	--------------------

第二十六条 (略)

② 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援(以下この項において「居宅介護等」という。)の措置は、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

③ 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所(以下この項において「短期入所」という。)の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

第二十七条の四 (略)

② (略)

③ 入所給付決定保護者(第二十七条の二第二号に掲げる者に限る。)

( )が同一の月に受けたサービスに係る第二十五条の五第一項第一号に掲げる額(当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)、同条第一項第二号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額(当該入所給付決定保護者が支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規  
定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)を合算した額が特定保護者負担上限月額(その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。)を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入所給付決定保護者に対して高額障害児入所給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一・二 (略)

④⑤⑥ (略)

第二十七条の十一 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

② (略)

② (略)

③ 入所給付決定保護者(第二十七条の二第二号に掲げる者に限る。)

( )が同一の月に受けたサービスに係る第二十五条の五第一項第一号に掲げる額(当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)、同条第一項第二号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額(当該入所給付決定保護者が支給決定障害者等(障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)を合算した額が特定保護者負担上限月額(その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者自立支援法施行令第十七条に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。)を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入所給付決定保護者に対して高額障害児入所給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一・二 (略)

④⑤⑥ (略)

第二十七条の十一 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 障害者自立支援法

② (略)

第二十七条の十四 法第二十四条の二十二の政令で定める給付は、第二十五条の十四の表の上欄に掲げるものとし、法第二十四条の二十二の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

(削除)

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十一条 の五の十五 第二項第十	第四号から第六号まで又は 第九号から前号まで	第五号から第六号まで、第 九号、第十号又は前号

第二十七条の十五 法第二十四条の二十八第二項の規定による技術的  
読替は、次の表のとおりとする。

第二十七条の十四 法第二十四条の二十二の政令で定める給付は、第二十五条の十三の表の上欄に掲げるものとし、法第二十四条の二十二の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

第二十七条の十五 法第二十四条の二十四第二項の規定による技術的  
読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の二十 第二項第一号	食事療養	生活療養（健康保険法 第六十三条第二項第二 号に規定する生活療養 をいう。以下この項に おいて同じ。）
第二十四条の二 十第二項第二号	食事療養 第八十五条第二項 食事療養標準負担額	生活療養 第八十五条の二第二項 生活療養標準負担額

第二十七条の十六 法第二十四条の二十八第二項の規定による技術的  
読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十一条 の五の十五 第二項第十	第四号から第六号まで又は 第九号から前号まで	第五号、第六号、第九号、 第十号又は前号

三号

第二十七條の十六 法第二十四條の二十八第二項において準用する法第二十一條の五の十五第二項第六号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所（法第二十四條の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。第二十七條の十九において同じ。）を管理する者とする。

第二十七條の十七 法第二十四條の二十九第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	第二十四條 の二十八第 一項	総合的に障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支 援するための法律第五條第 十七項に規定する相談支援 を行う者として厚生労働省 令で定める基準に該当する 者	読み替えられる字句
	(略)	(略)	読み替える字句
	第二十四條 の二十八第 二項におい て準用する 第二十一條 の五の十五	第四号から第六号まで又は 第九号から前号まで	第五号から第六号まで、第 九号、第十号又は前号

三号

第二十七條の十七 法第二十四條の二十八第二項において準用する法第二十一條の五の十五第二項第六号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所（法第二十四條の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。第二十七條の二十において同じ。）を管理する者とする。

第二十七條の十八 法第二十四條の二十九第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	第二十四條 の二十八第 一項	総合的に障害者自立支援法 第五條第十七項に規定する 相談支援を行う者として厚 生労働省令で定める基準に 該当する者	読み替える字句
	(略)	(略)	読み替える字句
	第二十四條 の二十八第 二項におい て準用する 第二十一條 の五の十五	第四号から第六号まで又は 第九号から前号まで	第五号、第六号、第九号、 第十号又は前号

第二項第十 三号	
-------------	--

第二十七条の十八 指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）に係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇九（略）

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第二十七条の十九（略）

第四十四条の三 法第五十六条の五の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
障害者の日 日常生活及び 社会生活を 総合的に支 援するため の法律第九 十七条第二 項	前項	児童福祉法第五十六条の五 の五第一項
障害者の日 日常生活及び	前条第一項	児童福祉法第五十六条の五 の五第一項

第二項第十 三号	
-------------	--

第二十七条の十九 指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）に係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇九（略）

十 障害者自立支援法

第二十七条の二十（略）

第四十四条の三 法第五十六条の五の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
障害者自立 支援法第九 十七条第二 項	前項	児童福祉法第五十六条の五 の五第一項
障害者自立 支援法第九	前条第一項	児童福祉法第五十六条の五 の五第一項

社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項	障害者介護給付費等不服審査会	障害児通所給付費等不服審査会
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第三項	介護給付費等又は地域相談支援給付費等	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第三項	第九十七条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項

第四十四条の四 障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に關

十八条第一項	障害者介護給付費等不服審査会	障害児通所給付費等不服審査会
障害者自立支援法第九十八条第三項	介護給付費等又は地域相談支援給付費等	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費
障害者自立支援法第九十八条第三項	第九十七条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項

第四十四条の四 障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第九十八条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に關する審査請求の事件の件数その他の事情を勘

する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十四条の六第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

第四十四条の七 法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十七条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

第四十四条の八 都道府県が法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

案して、各都道府県が必要と認める数の第四十四条の六第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

第四十四条の七 法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十七条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

第四十四条の八 都道府県が法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（随意契約）                      第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）                      、同條第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）                      、同條第一項に規定する障害福祉サービス事業（同條第七項に規定する生活介護、同條第十四項に規定する就労移行支援又は同條第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）                      を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二條第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八條第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）                      若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号</p>	<p>（随意契約）                      第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）                      、同條第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）                      、同條第一項に規定する障害福祉サービス事業（同條第七項に規定する生活介護、同條第十四項に規定する就労移行支援又は同條第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）                      を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二條第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八條第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）                      若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一條第一項に規定するシルバー人</p>

）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

#### 四〇九（略）

#### 二〇四（略）

（身体障害者の福祉に関する事務）

#### 第七十四条の二十八（略）

2 前項の場合においては、指定都市は、身体障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、身体障害者福祉法第十条第一項第二号（イを除く。）及び第三項の規定は、当該指定都市に、同法第十一条第二項（同法第十条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第七十四条並びに第七十六条第三項に規定する業務に係る部分に限る。）及び第三項並びに身体障害者福祉法施行令第二条の規定は、当該身体障害者更生相談所にこれを準用する。

材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

#### 四〇九（略）

#### 二〇四（略）

（身体障害者の福祉に関する事務）

#### 第七十四条の二十八（略）

2 前項の場合においては、指定都市は、身体障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、身体障害者福祉法第十条第一項第二号（イを除く。）及び第三項の規定は、当該指定都市に、同法第十一条第二項（同法第十条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法）第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第七十四条並びに第七十六条第三項に規定する業務に係る部分に限る。）及び第三項並びに身体障害者福祉法施行令第二条の規定は、当該身体障害者更生相談所にこれを準用する。

3 3 6 (略)

(知的障害者の福祉に関する事務)

第百七十四条の三十の三 (略)

- 2 前項の場合においては、指定都市は、知的障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、知的障害者福祉法第十一条第一項第二号(イを除く。)の規定は、当該指定都市に、同法第十二条第二項(同法第十一条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務に係る部分に限る。)及び第三項並びに知的障害者福祉法施行令第一条の規定は、当該知的障害者更生相談所にこれを準用する。

3 3 4 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

- 第百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第四十七条の二第一項(同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。))の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間

3 3 6 (略)

(知的障害者の福祉に関する事務)

第百七十四条の三十の三 (略)

- 2 前項の場合においては、指定都市は、知的障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、知的障害者福祉法第十一条第一項第二号(イを除く。)の規定は、当該指定都市に、同法第十二条第二項(同法第十一条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務に係る部分に限る。)及び第三項並びに知的障害者福祉法施行令第一条の規定は、当該知的障害者更生相談所にこれを準用する。

3 3 4 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

- 第百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第四十七条の二第一項(同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。))の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、指定都市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の

の連絡調整、指定都市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに指定都市が設置する同法第五十二条に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 指定都市の市長は、前項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、同条第三項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

3 第一項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第一号に規定する育成医療及び同条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）に関して」と、同条第二項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに

規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに指定都市が設置する同法第五十二条に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 指定都市の市長は、前項の規定により障害者自立支援法第七十三条第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、同条第三項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

3 第一項の場合においては、障害者自立支援法第十一条第一項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する育成医療及び同条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）に関して」と、同条第二項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第

係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項）において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同法第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同法第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都

三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同法第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同法第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置

道府県を除く。」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市の市長を除く。）」と読み替えるものとする。

4 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十一条第一項の規定による同法第七十九条第一項各号に掲げる事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第八十二条第一項の規定による同法第七十九条第一項各号に掲げる事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第八十二条第二項の規定による施設の設備又は運営の改善についての都道府県知事の命令等に関する規定、同法第八十五条第一項の規定による都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第八十六条第一項の規定による障害者支援施設の事業の停止又は廃止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用しない。

（障害者の自立支援に関する事務）

第七百七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者自立支援法施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市の市長を除く。）」と読み替えるものとする。

4 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、障害者自立支援法第八十一条第一項の規定による同法第七十九条第一項各号に掲げる事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第八十二条第一項の規定による同法第七十九条第一項各号に掲げる事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第八十二条第二項の規定による施設の設備又は運営の改善についての都道府県知事の命令等に関する規定、同法第八十五条第一項の規定による障害者支援施設についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第八十六条第一項の規定による障害者支援施設の事業の停止又は廃止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用しない。

（障害者の自立支援に関する事務）

第七百七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節、第二節第三款及び第五款、

律第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設定又は運営の改善の命令等並びに中核市が設置する同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十一条中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）を」と、同条第二項中「自立支援医療費」とあるのは「自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）を」と、同法第九条第一

第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設定又は運営の改善の命令等並びに中核市が設置する同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、障害者自立支援法第八十一条中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）を」と、同条第二項中「自立支援医療費」とあるのは「自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）を」と、同法第九条第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）を」と、同法第十条第一項中「自立支援給付」とあるの

項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十条第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一条第一項中「自立支援給付に關して」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二三号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）」に關して」と、同条第二項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第十二条中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五十一条第一項中「申請」とあるのは「申請」と、同法第五十四条第一項中「申請」とあるのは「申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

は「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一条第一項中「自立支援給付に關して」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）」に關して」と、同条第二項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第十二条中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五十一条第一項中「申請」とあるのは「申請（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同条第二項中「医療機関」とあるのは「医療機関（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療を除く。）」の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療」とあるのは「自立支援医療

行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。」と、同条第二項中「医療機関」とあるのは「医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）」の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）」を」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。以下この条において同じ。）」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サ

（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療を除く。）」を」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。以下この条において同じ。）」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第八十四条第

「サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十三条第一項中「支給認定障害者等」とあるのは「支給認定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る者を除く。）」と、同令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。）」とする。

3  
(略)

一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者自立支援法施行令第三十三条第一項中「支給認定障害者等」とあるのは「支給認定障害者等（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る者を除く。）」と、同令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。）」とする。

3  
(略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（身体障害者手帳交付台帳）                      第九条 （略）</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法</p>	<p>（身体障害者手帳交付台帳）                      第九条 （略）</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項</p>

律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5〳7 (略)

(居宅介護等に関する措置の基準)

第十八条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

(生活介護等に関する措置の基準)

第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（以

の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5〳7 (略)

(居宅介護等に関する措置の基準)

第十八条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

(生活介護等に関する措置の基準)

第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）

下この条において「生活介護等」という。)の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。

(短期入所に関する措置の基準)

第二十条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所(以下この条において「短期入所」という。)の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

(共同生活介護等に関する措置の基準)

第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助(以下この条において「共同生活介護等」という。)の措置は、当該身体障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。

(短期入所に関する措置の基準)

第二十条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所(以下この条において「短期入所」という。)の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

(共同生活介護等に関する措置の基準)

第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助(以下この条において「共同生活介護等」という。)の措置は、当該身体障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの（リハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるもの）をいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害</p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの（リハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるもの）をいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章にお</p>

者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

277 (略)

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第六十五条の十三 (略)

(略)								(略)							
(略)															

いて同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

277 (略)

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第六十五条の十三 (略)

(略)								(略)							
(略)															

第五十条第一項	(略)								
	(略)								
	(略)								
	(略)								
	(略)								
	(略)								
	(略)								

第五十条第一項	(略)								
	(略)								
	(略)								
	(略)								
	(略)								
	(略)								
	(略)								



(略)	(略)				(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
(略)																			
(略)																			

(略)	(略)				(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
(略)																			
(略)																			

○ 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用</p> <p>4～8 （略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用</p> <p>4～8 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（随意契約）</p> <p>第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）</p> <p>、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）</p> <p>、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条</p>	<p>（随意契約）</p> <p>第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）</p> <p>、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）</p> <p>、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合</p>

第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）                  第七条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国家公安委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）                  第七条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国家公安委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護給付）</p> <p>第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（介護給付）</p> <p>第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護補償）</p> <p>第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（延滞金を免除することができる範囲）            第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十四項に規定する補装具の売渡し又は修理に係る債権</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>2 （略）</p> <p>（延滞金を免除することができる範囲）            第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十四項に規定する補装具の売渡し又は修理に係る債権</p> <p>四・五 （略）</p>

○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令 (昭和三十二年政令第二百八十三号) 新旧対照表 (平成二十五年四月一日施行)  
 (第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(介護補償)</p> <p>第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの</p>

○ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第五条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の支給原因となつた障害であつて法務省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として法務大臣が定めるものに入所している場合</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第五条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の支給原因となつた障害であつて法務省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として法務大臣が定めるものに入所している場合</p> <p>2 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（居宅介護等に関する措置の基準）</p> <p>第二条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p> <p>（生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第三条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができるものとする。</p> <p>（共同生活介護等に関する措置の基準）</p>	<p>（居宅介護等に関する措置の基準）</p> <p>第二条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p> <p>（生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第三条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができるものとする。</p> <p>（共同生活介護等に関する措置の基準）</p>

第四条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

第四条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 （略）	別表第一 （略）	別表第一 （略）	別表第一 （略）
（一） （五）	（一） （五）	（一） （五）	（一） （五）
イ （略）	イ （略）	イ （略）	イ （略）
ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）
ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保	ハ 老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保	ハ 老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、情

備考 (略)	(七) ～ (二十)	<p>育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第八項、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校</p>
備考 (略)	(七) ～ (二十)	<p>情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者自立支援法第五条第七項、第八項、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校</p>

○ 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）  
 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める公共の施設）</p> <p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>八・九 （略）</p>	<p>（政令で定める公共の施設）</p> <p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>八・九 （略）</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）            第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>四〇六 （略）</p>	<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）            第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>四〇六 （略）</p>

○ 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百二十五号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（視覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>イスト （略）</p> <p>チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（視覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>イスト （略）</p> <p>チ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>	<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>

○ 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（他の法律による給付等との調整）            第七条 法第十四条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十八 （略）</p> <p>二十九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）</p>	<p>2 （略）</p> <p>（他の法律による給付等との調整）            第七条 法第十四条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十八 （略）</p> <p>二十九 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）</p>

○ 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）  
 （第四条関係）

新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設</p>	<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設</p>

○ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学校等に類する建築物）                      第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>	<p>（学校等に類する建築物）                      第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>

○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）  
（第四条関係）

新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p>

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二二号）  
（第四条関係）

新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）の規定とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）の規定とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p>

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

#### 附則

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

#### 附則

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

改 正 案	現 行
<p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）</p> <p>第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項（介護給付費又は訓練等給付費）又は第三十条第一項（特例介護給付費又は特例訓練等給付費）の規定に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園がその設置する施設において行うこれらの規定に規定する介護給付費若しくは訓練等給付費又は特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給に係る同法第五条第一項（定義）に規定する施設障害福祉サービス及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号（障害者支援施設等への入所等の措置）の規定に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園がその設置する施設において行う同号の更生援護</p> <p>五 （略）</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項（定義）に規定する障害福祉サービス事業</p>	<p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）</p> <p>第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項（介護給付費又は訓練等給付費）又は第三十条第一項（特例介護給付費又は特例訓練等給付費）の規定に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園がその設置する施設において行うこれらの規定に規定する介護給付費若しくは訓練等給付費又は特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給に係る同法第五条第一項（定義）に規定する施設障害福祉サービス及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号（障害者支援施設等への入所等の措置）の規定に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園がその設置する施設において行う同号の更生援護</p> <p>五 （略）</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者自立支援法第五条第一項（定義）に規定する障害福祉サービス事業（同項に規定する居宅介護、重度訪問介護、</p>

(同項に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助に係るものに限る。)  
(その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等(法別表第一第七号に掲げるものを除く。))のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

同行援護、行動援護、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助に係るものに限る。)(その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等(法別表第一第七号に掲げるものを除く。))のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

○ 臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五十二（略）</p> <p>五十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）</p> <p>五十四〇五十七（略）</p>	<p>臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五十二（略）</p> <p>五十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）</p> <p>五十四〇五十七（略）</p>

○ 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定とする。</p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）</p> <p>二十一 （略）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p> <p>第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第百十五条の九第一項第九号、第百十五条の十九第</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）</p> <p>二十一 （略）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p> <p>第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第百十五条の九第一項第九号、第百十五条の十九第</p>

十一号及び第百十五号の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十二 (略)

二十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

二十四 (略)

十一号及び第百十五号の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十二 (略)

二十三 障害者自立支援法

二十四 (略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）</p> <p>二十一（略）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p> <p>第三十五条の四 第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）</p> <p>二十一（略）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p> <p>第三十五条の四 第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第</p>

一 項第九号、第百十五条の九第一項第九号、第百十五条の十九第十号及び第百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 〇二十二 (略)

二十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

二十四 (略)

一 項第九号、第百十五条の九第一項第九号、第百十五条の十九第十号及び第百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 〇二十二 (略)

二十三 障害者自立支援法

二十四 (略)

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第九九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に關すること。</p> <p>八 一（略）</p> <p>十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るための用具の給付及び貸与に關すること。</p> <p>十三 一七（略）</p> <p>（精神・障害保健課の所掌事務）</p> <p>第九十一条 精神・障害保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害程度区分の認定に關すること。</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第九九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による業務管理体制の整備に關する監督に關すること。</p> <p>八 一（略）</p> <p>十二 障害者自立支援法の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るための用具の給付及び貸与に關すること。</p> <p>十三 一七（略）</p> <p>（精神・障害保健課の所掌事務）</p> <p>第九十一条 精神・障害保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法に規定する障害程度区分の認定に關すること。</p> <p>三・四（略）</p>

○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）            第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設及び同条第十二項に規定する障害者支援施設の修繕に関する事業</p> <p>リ （略）</p> <p>五～八 （略）</p>	<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）            第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設及び同条第十二項に規定する障害者支援施設の修繕に関する事業</p> <p>リ （略）</p> <p>五～八 （略）</p>

○ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）

（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域</p>

者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム  
十五～二十四 (略)

活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム  
十五～二十四 (略)

○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である法人（国及び地方公共団体を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十八条第一項に規定する指定障害者支援施設のうち厚生労働大臣が定めるサービスを行うものを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>四の三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項の一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設、同条第二十六項の地域活動支援センター及び同条第二十七項の福祉ホームを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p>	<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である法人（国及び地方公共団体を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>四の二 障害者自立支援法第三十八条第一項に規定する指定障害者支援施設のうち厚生労働大臣が定めるサービスを行うものを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>四の三 障害者自立支援法第五条第十七項の一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設、同条第二十六項の地域活動支援センター及び同条第二十七項の福祉ホームを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p>

五  
八  
(略)

五  
八  
(略)

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（処遇の実施計画の記載事項）</p> <p>第十一条 法第百四条第一項に規定する実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 地域社会における処遇（指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による法第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健福祉法第四十七条又は第四十九条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他法第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者（以下「通院対象者」という。）に対してなされる援助をいう。以下同じ。）の実施により達成しようとする目標</p> <p>二〇七（略）</p>	<p>（処遇の実施計画の記載事項）</p> <p>第十一条 法第百四条第一項に規定する実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 地域社会における処遇（指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による法第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健福祉法第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他法第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者（以下「通院対象者」という。）に対してなされる援助をいう。以下同じ。）の実施により達成しようとする目標</p> <p>二〇七（略）</p>

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四百十（略）</p> <p>四百十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）</p> <p>四百十二〇四百三十一（略）</p>	<p>公益通報者保護法<del>別表</del>別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四百十（略）</p> <p>四百十一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）</p> <p>四百十二〇四百三十一（略）</p>

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）</p> <p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業の用に供する施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）</p> <p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業の用に供する施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p> <p>七・八 （略）</p>

○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p>

しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム  
十五～二十四 (略)

十五～二十四 (略)

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百二十五号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの）のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害</p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの）のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節にお</p>

者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 6 (略)

（在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第百三条 (略)

(略)									
(略)									

いて同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 6 (略)

（在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第百三条 (略)

(略)									
(略)									

第六十四条 （略） 第一項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第六十四条 （略） 第一項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(略)	令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)、身体障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五 条第十二項に規定する障害者支援施設及び同 条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、 専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以 下この章において同じ。)、保護施設(生活 保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第 三十八条第一項に規定する救護施設及び更生 施設をいう。以下この章において同じ。)、 労災リハビリテーション作業所(独立行政法 人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第 百七十一号)第十二条第一項第七号に規定す るリハビリテーション施設をいう。以下この 章において同じ。)、刑事施設、労役場、監 置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院 において投票をしようとするものは								
(略)									

(略)	令で定めるものをいう。以下この節において 同じ。)、身体障害者支援施設(障害者自立 支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五 条第十二項に規定する障害者支援施設及び同 条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、 専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以 下この節において同じ。)、保護施設(生活 保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第 三十八条第一項に規定する救護施設及び更生 施設をいう。以下この節において同じ。)、 労災リハビリテーション作業所(独立行政法 人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第 百七十一号)第十二条第一項第七号に規定す るリハビリテーション施設をいう。以下この 節において同じ。)、刑事施設、労役場、監 置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しく は婦人補導院において投票をしようとするも のは								
(略)									

(略)		(略)		(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
(略)																	
(略)																	

(略)		(略)		(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
(略)																	
(略)																	

○ 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>内閣府設置法第四条第三項第七号の政令で定める事業又は事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ～チ （略）</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設及び同条第十二項に規定する障害者支援施設の修繕に関する事業</p> <p>ヌ （略）</p> <p>五～八 （略）</p>	<p>内閣府設置法第四条第三項第七号の政令で定める事業又は事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ～チ （略）</p> <p>リ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設及び同条第十二項に規定する障害者支援施設の修繕に関する事業</p> <p>ヌ （略）</p> <p>五～八 （略）</p>

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第四条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助）</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第</p>	<p>（都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助）</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項又は第八十三</p>

百二十三号)第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス(同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設(以下この項において「障害者支援施設等」という。)又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号の授産施設(以下この項において「授産施設」という。)ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

2

(略)

一・二 (略)

条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス(同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設(以下この項において「障害者支援施設等」という。)又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号の授産施設(以下この項において「授産施設」という。)ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

2

(略)

一・二 (略)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会福祉施設）</p> <p>第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）                  第二条第一項第六号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、                  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（                  平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第九号の事業に                  相当する事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に                  適合するもの（同号の事業に相当する事業を行う部分に限る。）</p> <p>六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律                  に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定め                  る基準に適合するもの</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律                  に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適                  合するもの</p> <p>（特定社会福祉事業）</p> <p>第二条 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める社会福祉事業                  は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律                  第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事                  業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業とする。</p>	<p>（社会福祉施設）</p> <p>第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）                  第二条第一項第六号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、                  障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第                  一項第四号の事業に相当する事業を行うものであつて、厚生労働                  大臣が定める基準に適合するもの（同号の事業に相当する事業を                  行う部分に限る。）</p> <p>六 障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターであつて、                  厚生労働大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>七 障害者自立支援法に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大                  臣が定める基準に適合するもの</p> <p>（特定社会福祉事業）</p> <p>第二条 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める社会福祉事業                  は、障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされ                  た障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援                  を行う事業とする。</p>

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第六条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支援給付に係るその他の法令の適用）</p> <p>第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項（同法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と、同法附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」とあるのは「第八十四条の三（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条</p>	<p>（支援給付に係るその他の法令の適用）</p> <p>第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項（同法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と、同法附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」とあるのは「第八十四条の三（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。</p>

において同じ。」とする。

十一～十三 (略)

十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の十三第一項、第二十七条の二及び第二十七条の十三第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

十五～二十二 (略)

二十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条、第十九条、第三十五条及び第四十三条の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十四・二十五 (略)

十一～十三 (略)

十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の十二第一項、第二十七条の二及び第二十七条の十三第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

十五～二十二 (略)

二十三 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条、第十九条、第三十五条及び第四十三条の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十四・二十五 (略)

○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号） 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（他の法令の準用）            第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。            一～四（略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十三条第三項及び第八十六条第一項</p> <p>六（略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の七</p> <p>4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七の規定を準用する場合には、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。</p> <p>5（略）</p>	<p>（他の法令の準用）            第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。            一～四（略）</p> <p>五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十三条第三項及び第八十六条第一項</p> <p>六（略）</p> <p>七 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の七</p> <p>4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者自立支援法施行令第四十三条の七の規定を準用する場合には、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。</p> <p>5（略）</p>		

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）  
 新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條の政令で定める給付等に関する経過措置）</p> <p>第六十四條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七條の政令で定める給付は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二条に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げるものとし、同法第七條の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>	<p>（障害者自立支援法第七條の政令で定める給付等に関する経過措置）</p> <p>第六十四條 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七條の政令で定める給付は、障害者自立支援法施行令第二条に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げるものとし、同法第七條の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>

○ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）新旧対照表（平成二十五年四月一日施行）  
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童福祉法施行令の特例）</p> <p>第一条 児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者（以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第二号中「指定通所支援（法</p>	<p>（児童福祉法施行令の特例）</p> <p>第一条 児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者（以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第二号中「指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通</p>

第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年  
度」と、同条第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年  
度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2 口 蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十五条の十三第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでの規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年  
度」と、同令第二十五条の十三第一項第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年の前年（指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年  
度」と、同条第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年  
度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2 口 蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十五条の十二第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでの規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年  
度」と、同令第二十五条の十二第一項第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年の前年（指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第二十二項に規定する支給決定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。))が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七條に規定する負担上限月額及び同令第四十三條の五第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額については、同令第十七條及び第四十三條の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第十七條第二号イ中「指定障害福祉サービス等(法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。))のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、同号ロ及び同条第三号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第四号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者が指定障害福祉サービス等(法第二

(障害者自立支援法施行令の特例)

第三条 障害者自立支援法第五條第二十二項に規定する支給決定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。))が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第十七條に規定する負担上限月額及び同令第四十三條の五第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額については、同令第十七條及び第四十三條の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第十七條第二号イ中「指定障害福祉サービス等(法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。))のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、同号ロ及び同条第三号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第四号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者が指定障害福祉サービス等(法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。)」と読み替えた場合における

十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第四十三条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者が保護者である同法第四条第二項に規定する障害児又はその者と生計を一にする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該障害児又は当該支給認定基準世帯員に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る同令第三十五条に規定する負担上限月額については、同条の規定により定める額が、同条第二号及び第三号中「指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年」と、同条第四号中「指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年（指定自立支援医療のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年」とあるのは「平成二十一年の」と読み替えた場合における同条の規定により定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第

これらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第四十三条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2 障害者自立支援法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者が保護者である同法第四条第二項に規定する障害児又はその者と生計を一にする障害者自立支援法施行令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該障害児又は当該支給認定基準世帯員に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る同令第三十五条に規定する負担上限月額については、同条の規定により定める額が、同条第二号及び第三号中「指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年」と、同条第四号中「指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年（指定自立支援医療のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年」とあるのは「平成二十一年の」と読み替えた場合における同条の規定により定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

3 障害者自立支援法第七十条第二項又は第七十一条第二項において

七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第一号の当該支給決定障害者であつて、特例対象期間に手当金の交付を受けたもの（手当金の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）が手当金の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでの規定により定める額が、それぞれ、同項第二号中「指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）若しくは基<sup>レ</sup>準該当施設から受けた法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定療養介護医療等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第三号中「指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年（指定療養介護医療等のあつた月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年」とあるのは「同年」と、「者が指定療養介護医療等」とあるのは「者が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条

準用する同法第五十八条第三項第一号の当該支給決定障害者であつて、特例対象期間に手当金の交付を受けたもの（手当金の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）が手当金の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでの規定により定める額が、それぞれ、同項第二号中「指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）若しくは基<sup>レ</sup>準該当施設から受けた法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定療養介護医療等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第三号中「指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年（指定療養介護医療等のあつた月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年」とあるのは「同年」と、「者が指定療養介護医療等」とあるのは「者が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条

第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所(法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。)若しくは基準該当施設から受けた基準該当療養介護医療(法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。)をいう。以下同じ。」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者(同項の申請に係る障害者(同法第四条第一項に規定する障害者をいう。))にあつては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額については、同条の規定により定める額が、同条第二号中「補装具の購入又は修理のあつた月の属する年度(補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合における同条の規定により定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

#### 附 則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

養介護医療又は基準該当事業所(法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。)若しくは基準該当施設から受けた基準該当療養介護医療(法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。)をいう。以下同じ。)」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

4 障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者(同項の申請に係る障害者(同法第四条第一項に規定する障害者をいう。))にあつては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額については、同条の規定により定める額が、同条第二号中「補装具の購入又は修理のあつた月の属する年度(補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合における同条の規定により定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

#### 附 則

(障害者自立支援法施行令の特例に関する経過措置)

行令の特例に関する経過措置)

第三条 第三条第二項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額について適用する。

2 第三条第三項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第一項第二号に規定する指定療養介護医療等のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額について適用する。

3 第三条第四項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十項に規定する補装具の購入又は修理のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額について適用する。

第三条 第三条第二項の規定は、障害者自立支援法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額について適用する。

2 第三条第三項の規定は、障害者自立支援法施行令第四十二条の四第一項第二号に規定する指定療養介護医療等のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額について適用する。

3 第三条第四項の規定は、障害者自立支援法第五条第二十項に規定する補装具の購入又は修理のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害者自立支援法施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額について適用する。

○総務省令第二十八号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二の二第一項（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第三項、第二十一条の三第三項及び第三十六条第一項において準用する第八条第二項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第三号、第二十九条の四第一項及び第四十八条第一項の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律」に改める。

（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第三条 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(消防法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 消防法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十四年総務省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、消防法施行規則第四条の二の四の改正規定中「並びに法第八条の二第四項」を、「第四条第一項、第四条の二第一項」に改め、同令第三十九条の二の改正規定中「を「型式適合検定」に」の下に、「第三十六条第一項及び前条第二項」を「第三十四条の五第二項及び第三十六条第一項」を加え、同令第五十一条の八の改正規定中「、とあるのは「令第四十六条」と」の下に「、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」とを加える」を、「、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする」を「、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、同条第五項、第七項及び第九項中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする」に改め、同令第五十一条の九の改正規定中「改め、同条後段を削る」を「、「第四条第一項中「別記様式第一号の二の二」とあるのは、「別記様式第十五号」と」を「第三条の二第二項中「防火管理者」とあるのは、「防災管理者」と」に改める」に改め、同令第五十一

条の十二の改正規定を次のように改める。

第五十一条の十二第一項第二号中「第四条第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第二項」を「第三条の二第一項、第五十一条の十一の二において準用する第四条第一項、第五十一条の十一の三において準用する第四条の二第一項」に改める。

第一条のうち、消防法施行規則第五十一条の十五の改正規定の次に次のように加える。

第五十一条の十六第二項中「別記様式第一号の二の二の二」を「別記様式第一号の二の二の二の三」に、「別記様式第十六号」を「別記様式第十四号」に、「別記様式第十七号」を「別記様式第十五号」に改める。

第一条のうち、消防法施行規則別記様式第一号の十一の次に一様式を加える改正規定を次のように改める。

別記様式第一号の十一の次に次の様式を加える。

データ審査方式申請書

年 月 日

日本消防検定協会 殿  
（登録検定機関）

申請者

住 所

氏 名

〔 法人の場合は、名  
称及び代表者氏名 〕 ㊞

電話番号

下記について、データ審査方式を申請します。

記

種 別	
型 式	
型 式 番 号	
検 査 実 施 場 所	
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第一条のうち、消防法施行規則別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削る改正規定を次のように改める。

別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削り、別記様式第十六号を別記様式第十四号とし、別記様式第十七号を別記様式第十五号とする。

附則第二号中「並びに同令第五十一条の十二、第五十一条の十四、第五十一条の十五及び第五十一条の十七から第五十一条の十九までの改正規定」を「、同令第五十一条の十二、第五十一条の十四から第五十一条の十九まで、別記様式第一号の二及び別記様式第一号の二の二の改正規定、同令別記様式第一号の二の二を別記様式第一号の二の二の三とし、別記様式第一号の二の二の次に二様式を加える改正規定並びに同令別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削り、別記様式第十六号を別記様式第十四号とし、別記様式第十七号を別記様式第十五号とする改正規定」に改める。

## 附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

消防法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

目次

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）（第一条関係）	1
○ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十七年 総務省令第四十号）（第二条関係）	2
○ 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二 年総務省令第七号）（第三条関係）	4
○ 消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第九十一号）（附則第〇条関係）	5

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）</p> <p>第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（五）項口並びに（六）項口及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表（六）項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）</p> <p>第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（五）項口並びに（六）項口及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表（六）項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）（第二条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語の意義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定共同住宅等 令別表第一（五）項ロに掲げる防火対象物及び同表（十六）項イに掲げる防火対象物（同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物）（同表（五）項ロ及びハに掲げる防火対象物）にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。）であつて、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。</p> <p>一の二〇十八（略）</p>	<p>（用語の意義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定共同住宅等 令別表第一（五）項ロに掲げる防火対象物及び同表（十六）項イに掲げる防火対象物（同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物）（同表（五）項ロ及びハに掲げる防火対象物）にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。）であつて、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。</p> <p>一の二〇十八（略）</p>



○複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）（第三条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語の意義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 複合型居住施設 令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が五百平方メートル未満で、かつ、同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。）の用途以外の用途に供される部分が存しないもの（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物を除く。）をいう。</p> <p>二 （略）</p>	<p>（用語の意義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 複合型居住施設 令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が五百平方メートル未満で、かつ、同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。）の用途以外の用途に供される部分が存しないもの（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物を除く。）をいう。</p> <p>二 （略）</p>

○消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第九十一号）（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（消防法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第四条の二の四第二項第一号の二中「第四条第一項並びに法第八条の二第二項」を「第三条の二第一項、第四条第一項、第四条の二第二項」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第三十九条の二第一項中「個別検定」を「型式適合検定」に、「第三十六条第一項及び前条第二項」を「第三十四条の五第二項及び第三十六条第一項」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十一条の八第一項中「第四十八条第二項」を「第四十八条第一項」に、「別記様式第十四号」を「別記様式第一号の二」に改め、同項第一号ホ中「訓練の下に「定期的な」を加え、同条第二項中「とあるのは「防災管理上」と」の下に「、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と」を加え、「第二十八条の三第四項第二号ハ」を「第四条第一項第二号、第二十八条の三第四項第二号ハ」に、「同条第三項中「防火管理者」とあるのは」を「、「所在地。第四条第一項第二号において同じ。」とあるのは「所在地」と、同条第三項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは「に改め、「、「第一項の」とあるのは「防災管理</p>	<p>（消防法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第四条の二の四第二項第一号の二中「第四条第一項並びに法第八条の二第二項」を「第三条の二第一項並びに法第八条の二第四項」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第三十九条の二第一項中「個別検定」を「型式適合検定」に</p> <p>改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十一条の八第一項中「第四十八条第二項」を「第四十八条第一項」に、「別記様式第十四号」を「別記様式第一号の二」に改め、同項第一号ホ中「訓練の下に「定期的な」を加え、同条第二項中「とあるのは「防災管理上」と」の下に「、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と」を加え、「第二十八条の三第四項第二号ハ」を「第四条第一項第二号、第二十八条の三第四項第二号ハ」に、「同条第三項中「防火管理者」とあるのは」を「、「所在地。第四条第一項第二号において同じ。」とあるのは「所在地」と、同条第三項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは「に改め、「、「第一項の」とあるのは「防災管理</p>

に係る」とを削り、「防火管理者」とあるのは「防火管理者」と読み替えるものとするを、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは「防火管理者」と、同条第五項、第七項及び第九項中「防火管理者」とあるのは「防火管理者」と読み替えるものとするに改める。

第五十一条の九中「第四条の規定」を「第三条の規定」に、「第四条第一項中「別記様式第一号の二の二」とあるのは、「別記様式第十五号」とを「第三条の二第二項中「防火管理者」とあるのは、「防火管理者」と」に改める。

(中略)

第五十一条の十二第一項第二号中「第四条第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第二項」を「第三条の二第一項、第五十一条の十一の二において準用する第四条第一項、第五十一条の十一の三において準用する第四条の二第一項」に改める。

(中略)

第五十一条の十六第二項中「別記様式第一号の二の二」を「別記様式第一号の二の二の三」に、「別記様式第十六号」を「別記様式第十四号」に、「別記様式第十七号」を「別記様式第十五号」に改める。

(中略)

別記様式第一号の十一の次に次の様式を加える。

(様式略)

(中略)

別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削り、別記様式第十六号を別記様式第十四号とし、別記様式第十七号を別記様式第十五号とする。

に係る」とを削り、「とあるのは「令第四十六条」と」の下に、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」とを加える。

第五十一条の九中「第四条の規定」を「第三条の規定」に改め、同条後段を削る。

。

(中略)

第五十一条の十二第一項第二号中「第四条第一項」を「第三条の二第一項」に、「第八条の二第二項」を「第八条の二第四項」に改める。

(中略)

(中略)

別記様式第一号の十一の次に次の様式を加える。

(様式略)

(中略)

別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削る。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条の規定 公布の日
- 二 第一条中消防法施行規則第一条、第二条の二及び第三条の改正規定、同令第四条を第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四条の二の改正規定、同条を第四条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四条の二の四及び第四条の二の六から第四条の二の九までの改正規定、同令第五十一条の八、第五十一条の九及び第五十一条の十一の改正規定、同条を同令第五十一条の十一の二とする改正規定、同令第五十一条の十の次に一条を加える改正規定、同令第五十一条の十一の次に一条を加える改正規定、同令第五十一条の十二、第五十一条の十四から第五十一条の十九まで、別記様式第一号の二及び別記様式第一号の二の二の改正規定、同令別記様式第一号の二の二を別記様式第一号の二の二の三とし、別記様式第一号の二の二の次に二様式を加える改正規定並びに同令別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削り、別記様式第十六号を別記様式第十四号とし、別記様式第十七号を別記様式第十五号とする改正規定並びに第七条の規定 平成二十六年四月一日

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条の規定 公布の日
  - 二 第一条中消防法施行規則第一条、第二条の二及び第三条の改正規定、同令第四条を第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四条の二の改正規定、同条を第四条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四条の二の四及び第四条の二の六から第四条の二の九までの改正規定、同令第五十一条の八、第五十一条の九及び第五十一条の十一の改正規定、同条を同令第五十一条の十一の二とする改正規定、同令第五十一条の十の次に一条を加える改正規定、同令第五十一条の十一の次に一条を加える改正規定並びに同令第五十一条の十二、第五十一条の十四、第五十一条の十五及び第五十一条の十七から第五十一条の十九までの改正規定
- 並びに第七条の規定 平成二十六年四月一日

【参考】消防法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表(消防法施行規則の一部を改正する省令による改正後)  
 ○ 消防法施行規則 (昭和三十六年自治省令第六号) (波線部分は改正部分)

消防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令による改正後	現 行
<p>(防火対象物の点検及び報告)            第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。            2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳(次の各号に掲げるものを編冊したものを用いる。)に記録するとともに、これを保存しなければならない。            一 (略)            一の二 第三条第一項、第三条の二第一項、第四条第一項、第四条の二第一項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し            二 十 (略)            三 五 (略)</p> <p>(検定等を行う場所の特例)            第三十九条の二 災害その他やむを得ない事由があること、見本の運搬が困難であること、検査設備の確保が困難であることその他特別の事情により、協会又は登録検定機関の指定した場所において試験又は型式適合検定(以下この条及び第四章の二において「検定等」という。)を行うことが困難な場合において、協会又は登録検定機関が認めるときは、第三十四条の五第二項及び第三十六条第一項の規定にかかわらず、検定等の申請をした者(次項において「申請者」という。)の希望する場所において検定等を行うことができる。</p>	<p>(防火対象物の点検及び報告)            第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。            2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳(次の各号に掲げるものを編冊したものを用いる。)に記録するとともに、これを保存しなければならない。            一 (略)            一の二 第三条第一項、第四条第一項並びに法第八条の二第二項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し            二 十 (略)            三 五 (略)</p> <p>(検定等を行う場所の特例)            第三十九条の二 災害その他やむを得ない事由があること、見本の運搬が困難であること、検査設備の確保が困難であることその他特別の事情により、協会又は登録検定機関の指定した場所において試験又は個別検定(以下この条及び第四章の二において「検定等」という。)を行うことが困難な場合において、協会又は登録検定機関が認めるときは、第三十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、検定等の申請をした者(次項において「申請者」という。)の希望する場所において検定等を行うことができる。</p>

2 (略)

(防災管理に係る消防計画)

第五十一条の八 防災管理者は、令第四十八条第一項の規定により、建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者の指示を受けて防災管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。防災管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の定期的な実施に  
関すること。

ヘ、チ (略)

二・三 (略)

2 第三条第二項から第九項までの規定は、防災管理に係る消防計画の作成又は変更に準用する。この場合において、第三条第二項中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「勤務している者に限る。第四條第一項第二号、第二十八條の三第四項第二号ハ及び第二十九條第二号において同じ。」とあるのは「勤務している者に限る。」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「業務」と、「所在地。第四條第一項第二号において同じ。」とあるのは「所在地」と、同条第三項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と

、同条第四項、第六項及び第八項中「令第一条の二第三項

2 (略)

(防災管理に係る消防計画)

第五十一条の八 防災管理者は、令第四十八条第二項の規定により、建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者の指示を受けて防災管理に係る消防計画を作成し、別記様式第十四号の届出書によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。防災管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の  
実施に  
関すること。

ヘ、チ (略)

二・三 (略)

2 第三条第二項から第九項までの規定は、防災管理に係る消防計画の作成又は変更に準用する。この場合において、第三条第二項中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、「勤務している者に限る。第二十八條の三第四項第二号ハ及び第二十九條第二号において同じ。」とあるのは「勤務している者に限る。」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「業務」と、同条第三項中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「第一項の」とあるのは「防災管理に係る」と、同条第四項、第六項及び第八項中「令第一条の二第三項

「第一号」とあるのは「令第四十六条」と、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、同条第五項、第七項及び第九項中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(防災管理者の選任又は解任の届出)

第五十一条の九 第三条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条第二項の規定による防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。この場合において、第三条の二第二項中「防火管理者」とあるのは、「防災管理者」と読み替えるものとする。

(防災管理点検及び報告)

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行った結果を防災管理維持台帳（次に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 (略)

二 第五十一条の八第一項、第五十一条の九において準用する第

三条の二第一項、第五十一条の十一の二において準用する第四条の二第一項、第五十一条の十一の三において準用する第四条の二

第一項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し

三〇七 (略)

2〇4 (略)

(防災管理点検の特例)

第五十一条の十六 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、法第三十六条

「第一号」とあるのは「令第四十六条」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(防災管理者の選任又は解任の届出)

第五十一条の九 第四条の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条第二項の規定による防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。この場合において、第四条第一項中「別記様式第一号の二の二」とあるのは、「別記様式第十五号」と読み替えるものとする。

(防災管理点検及び報告)

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行った結果を防災管理維持台帳（次に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 (略)

二 第五十一条の八第一項、第五十一条の九において準用する第

四条第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第二項

及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し

三〇七 (略)

2〇4 (略)

(防災管理点検の特例)

第五十一条の十六 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、法第三十六条

第一項において準用する法第八条の二の三第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、第五十一条の十四に規定する基準に適合していることとする。

2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の二の八第二項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十四号」と、同条第七項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十五号」と読み替えるものとする。

別記様式第14号（第51条の16関係）

（略）

別記様式第15号（第51条の16関係）

（略）

第一項において準用する法第八条の二の三第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、第五十一条の十四に規定する基準に適合していることとする。

2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の二の八第二項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十六号」と、同条第七項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十七号」と読み替えるものとする。

別記様式第16号（第51条の16関係）

（略）

別記様式第17号（第51条の16関係）

（略）